

岡山 いのちと健康

2012年10月24日 No.41

岡山県労災職業病・

過労死連絡センター

岡山市北区春日町5-6

TEL086-221-0133

URL:<http://w1.tiki.ne.jp/~okakenro/karoushi.htm>

なくせ！じん肺、強めよ！アスベスト対策

なくせじん肺中国ブロックキャラバンー県下で要請

10月4日、なくせじん肺全国キャラバン行動として中国ブロックキャラバン隊が岡山県、労働局、中四国農政局に要請を行いました。

これには、建交労岡山県本部、建交労本部、中国ブロック、県労会議、県過労死センターから8人が参加しました。

今なお、最大の職業病じん肺の根絶を

じん肺は、古代ギリシアから存在し、日本では江戸時代から広く知られていたのですが、企業はほとんどこれを放置してきました。発症までに長年月を要し、多くは退職後に症状がでるため、知らんぷりができてきたのです。この被害について、1979年長崎じん肺訴訟以来30年余、闘いが続けられてきています。

世界的な問題としても、ILOが「2015年に激減、30年に根絶」との表明をしました。

しかし、企業やそれに法規制を加える国が、十分な対策を講じていません。

昨年度最大の労災認定＝アスベスト

地域住民などに拡大の危険

アスベスト粉じんによる被害も造船、建設現場などでの労災認定数が、昨年度1105人と最大の認定数となりました。また震災、地域住民へと広がり、今後さらに多くの被災者がでると予測されています。しかし、これに対する対策も不十分なままとなっています。

トンネルじん肺根絶へー残業をなくせ

トンネルじん肺では、粉じん暴露時間を短縮させる運動が反映して、「土木工事積算基準」が、1日10時間から8時間に改正されましたが、じん肺法の「作業時間の短縮」は「努力義務」のまま



岡山労働局への要請

十月四日

と

なっており、実際には、1日2交替、10時間労働となっている現場がほとんどです。

国、県などの発注工事は、8時間と規制すること、現場の監督強化や企業への趣旨の徹底などを求めました。

じん肺基金設立、アスベスト対策強化 国・自治体の責任を果たせ

また、裁判をせずに職歴などで被災者を救済する「じん肺基金」の設立、アスベスト規制を怠ってきた国の責任を認め謝罪すること、今後発生させない態勢をとることなどを求めました。

重工労組が玉野市でアスベスト相談

9月29、30日、重工労組玉野支部が玉野市でアスベスト電話相談を行いました。山陽新聞玉野版に掲載され、2件の相談がありました。三井造船関連企業でのアスベスト被害認定が県下で最も多く、建設関連関係でも認定が増えています。

森過労死事件公務災害基金が控訴-引続く支援を

高梁市職員森宏之氏の過労死事件について、岡山地裁が公務災害基金の「公務外」との決定を取り消した判決について、基金は9月11日、不当にも控訴しました。原告森貴美さんの「お礼と控訴審への決意」が寄せられています。（裏面）引続くご支援をお願いします。

地裁勝訴判決を受けてのお礼と控訴審に向けての決意

森 貴美

平成 24 年 8 月 29 日、岡山地方裁判所にて夫の過労死裁判における勝訴判決をいただきました。

夫が亡くなり 8 年、提訴から 4 年の月日が経過いたしました。寝る時間、そして家族との食卓を囲む時間を犠牲にし、挙句の果てには自身の命を犠牲にしてまでも取り組んだ文化財保護という仕事、一生懸命に真面目に取り組んだ夫の足跡が正当な形でやっと認められました。

ここに至るまでには、署名活動、カンパ、裁判傍聴など、多くの御協力を皆様からいただきました。本当にありがとうございます。幼い子どもを抱えて裁判を行うことは、非常に多くの壁にぶつかりましたが、私は皆様方に裁判をするだけの環境を整えていただき、4 年にもおよぶ長丁場の裁判を乗り切ることができました。「勝訴」と言う良い結果をいただきましたのも皆様方のご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

勝訴判決を受けて、控訴断念要請のはがき、FAX などにも多くの皆様方のご協力を賜りました。組合関係、全国の文化財関係者、全国の過労死を考える家族の会、子どもの同級生の保護者、夫の友人、私の友人と、本当に多くの皆様方より被告である地公災基金には、声を届けていただきました。私自身も支援の会の方々、弁護士さんに同行いただき、地公災基金岡山県支部に 2 回、東京の本部に 1 回、要請訪問をいたしました。「①夫の生きてきた足跡を正当に受け止めて欲しい。②当初のずさんの調査を認め、不適切な訴訟進行姿勢を真摯に反省し、8 年間にもおよぶ遺族への二次被害を与えたことを真正面から受け止めて欲しい。」この 2 点について何度もお願いいたしました。

しかし、地公災基金は、非情にも 9 月 11 日付けで控訴いたしました。控訴理由は「今後の訴訟進行に差し障りがある。」として現段階ではコメントしておりません。

「被災者および遺族の生活の安定と福祉の向上に資する。」とする法の趣旨をどのように理解されているのか、被災者や遺族側に立った誠意ある対応とはかけ離れている地公災基金の対応には、憤りを隠し切れません。本来、被災者や遺族のためにある地公災基金なのでは無いでしょうか。被災者や遺族と対極に存在している現在の地公災基金の姿勢は、大きく非難されなければなりません。

そのためにも、控訴審では、地裁判決よりも、もっと踏み込んだ良い判決がいただけるよう、今まで以上に頑張っただけの決意を新たにしました。今一度、皆様方からのご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。